

女性活躍推進法に基づく 男女の賃金の差異について

男女の賃金の差異の情報の公開については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令に基づき、常時雇用する労働者数301人以上の事業主に対し、令和4年7月8日から義務付けられ、公表時期は各事業年度が終了し、新たな事業年度が開始した後おおむね3ヶ月以内とされている。

会計年度 2022年度

(2022年4月1日～2023年3月31日)

男女の賃金の差異(割合)

全労働者	99.5%
正規雇用労働者	94.1%
非正規雇用労働者	108.9%